

廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領新旧対照表

改正案	現行
<p>1,2 略</p> <p>3 事前審査の対象者</p> <p>次に掲げる行為をしようとする者(以下「事業計画者」という。)は、あらかじめ、知事(自社処理施設であって政令第5条に規定する施設、政令第7条に規定する施設(政令第7条第14号イ及びハに規定する最終処分場を除く。))又は特定小型焼却施設に該当する施設にあっては、県民センター長又は県民センター総室長。3ただし書、7(6)ウ及び8(2)オを除き、以下同じ。)の審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。ただし、知事が別に定める事業に係る行為については、この限りではない。</p> <p>(1) 処理施設を設置すること。</p> <p>(2) 処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること。</p> <p>(3) 自社処理施設(事前審査を受けたものを除く。)を処分業の用に供すること。</p> <p>(4) 処理施設において取り扱う産業廃棄物又は一般廃棄物の種類を追加すること(生活環境への負荷が増大しないと認められるものを除く。)</p> <p><u>(5) 処理施設の位置を変更すること(生活環境への負荷が増大しないと認められるものを除く。)</u></p> <p><u>(6) 処理施設を譲り受けること又は借り受けること(既に個人で</u></p>	<p>1,2 略</p> <p>3 事前審査の対象者</p> <p>次に掲げる行為をしようとする者(以下「事業計画者」という。)は、あらかじめ、知事(自社処理施設であって政令第5条に規定する施設、政令第7条に規定する施設(政令第7条第14号イ及びハに規定する最終処分場を除く。))又は特定小型焼却施設に該当する施設にあっては、県民センター長又は県民センター総室長。3ただし書、7(6)ウ及び8(2)オを除き、以下同じ。)の審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。ただし、知事が別に定める事業に係る行為については、この限りではない。</p> <p>(1) 処理施設を設置すること。</p> <p>(2) 処理施設の主要な設備又は処理能力を変更すること。</p> <p>(3) 自社処理施設(事前審査を受けたものを除く。)を処分業の用に供すること。</p> <p>(4) 処理施設において取り扱う産業廃棄物又は一般廃棄物の種類を追加すること(生活環境への負荷が増大しないと認められるものを除く。)</p> <hr/> <hr/> <hr/>

許可を受けている者が法人成りする場合及び譲渡し又は貸渡しをする予定であることが国又は県の計画において定められている場合を除く。)。

(7) その他既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、知事が特に必要と認めたもの。

4.5 略

6 立地条件

事業計画者は、自然環境の保全、災害の防止等を図るため、次に掲げる区域、地域、地区又は土地に該当する場所に処理施設を設置する場合には、関係課と協議しなければならない。

(1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 72 条の規定による自然公園区域

(2)～(15) 略

7 事前審査の手続

(1) 事業計画概要書の提出等

ア 事業計画者は、事前審査を受けようとするときは、廃棄物処理施設の設置(変更)に係る事業計画概要書(様式第 1 号。以下「事業計画概要書」という。)正本 1 部及び副本 2 部(敷地の境界から、300 メートル以内に他の市町村の区域を含む場合はその市町村分の副本を追加する。)並びに立地調書(様式第 2 号)15 部を知事に提出しなければならない。

なお、次に掲げる事項により事業計画概要書を提出する場

(5) その他既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、知事が特に必要と認めたもの。

4.5 略

6 立地条件

事業計画者は、自然環境の保全、災害の防止等を図るため、次に掲げる区域、地域、地区又は土地に該当する場所に処理施設を設置する場合には、関係課と協議しなければならない。

(1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 59 条の規定による自然公園区域

(2)～(15) 略

7 事前審査の手続

(1) 事業計画概要書の提出等

ア 事業計画者は、事前審査を受けようとするときは、廃棄物処理施設の設置(変更)に係る事業計画概要書(様式第 1 号。以下「事業計画概要書」という。)正本 1 部及び副本 2 部(敷地の境界から、300 メートル以内に他の市町村の区域を含む場合はその市町村分の副本を追加する。)並びに立地調書(様式第 2 号)15 部を知事に提出しなければならない。

なお、3(2), (3), (4), 又は(5)の規定に基づき事業計画概要

後、廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る事業計画書(様式第 6 号。以下「事業計画書」という。)及び他法令等の確認報告書(様式第 7 号。以下「確認報告書」という。)の正本 1 部及び副本 25 部を知事に提出するものとする。ただし、(6)ア、イ又はウに該当する場合には、正本 1 部及び副本 2 部を提出するものとする。

なお、事業計画書の正本には、(4)イにより市町村長の確認を受けた調整状況調書の正本を、また、事業計画書の副本には当該調整状況調書の写しをそれぞれ添付するものとする。

(6) 審査

知事は、事業計画者から事業計画書の提出があったときは、内容を審査したうえで、次に掲げる場合を除き、廃棄物処理施設調整会議(以下「調整会議」という。)を開催して当該事業計画の審査を行うものとする。この場合において、知事は事業計画者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

ア 7(1)ア(ア)又は(イ)に該当する場合

イ 処理施設の改善若しくは軽微な変更を行う場合又は 3(4)、(5)又は(6)に該当する行為を行う場合

ウ その他知事が特に認める場合

(7)～(9) 略

8 同意取得

後、廃棄物処理施設の設置(変更_____)に係る事業計画書(様式第 6 号。以下「事業計画書」という。)及び他法令等の確認報告書(様式第 7 号。以下「確認報告書」という。)の正本 1 部及び副本 25 部を知事に提出するものとする。ただし、(6)ア、イ又はウに該当する場合には、正本 1 部及び副本 2 部を提出するものとする。

なお、事業計画書の正本には、(4)イにより市町村長の確認を受けた調整状況調書の正本を、また、事業計画書の副本には当該調整状況調書の写しをそれぞれ添付するものとする。

(6) 審査

知事は、事業計画者から事業計画書の提出があったときは、内容を審査したうえで、次に掲げる場合を除き、廃棄物処理施設調整会議(以下「調整会議」という。)を開催して当該事業計画の審査を行うものとする。この場合において、知事は事業計画者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

ア 既に同意が取得されている処理施設の敷地内に、同種類で、かつ、処理能力の増加を伴わない処理施設を設置する場合

イ 処理施設の改善若しくは軽微な変更を行う場合又は 3(4)_____に該当する行為を行う場合

ウ その他知事が特に認める場合

(7)～(9) 略

8 同意取得

(1) 略

(2) 同意取得の取扱い

次に掲げる場合は、8(1)で定める者の同意の取得は必要ないものとする。

ア 7(1)ア(イ)に該当する場合

イ 処理施設の改善又は軽微な変更を行う場合(3(4)に定める事業に係る行為を除く。)。ただし、3(7)で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を基準として 8(1)ア及びイに該当する者(既に同意を取得している者を除く。)から同意を取得するものとする。

ウ～オ 略

(3), (4) 略

9 略

付 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領(平成 9 年茨城県告示第 143 号)は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に旧産業廃棄物施設等の設置に係る事前審査要領の規定により、知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 同意取得の取扱い

次に掲げる場合は、8(1)で定める者の同意の取得は必要ないものとする。

ア 7(6)アに該当する場合

イ 処理施設の改善又は軽微な変更を行う場合(3(4)に定める事業に係る行為を除く。)。ただし、3(5)で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を基準として 8(1)ア及びイに該当する者(既に同意を取得している者を除く。)から同意を取得するものとする。

ウ～オ 略

(3), (4) 略

9 略

付 則

- 1 この要領は、公布の日から施行する。
- 2 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領(平成 9 年茨城県告示第 143 号)は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に旧産業廃棄物施設等の設置に係る事前審査要領の規定により、知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この要領は、平成 18 年 11 月 17 日から一部改正施行する。

付 則(平成 19 年告示第 1203 号)

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年告示第 396 号)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際に現に 7(1)アに定める事業計画概要書を提出している者に係る 8(2)の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成 26 年告示第 _____ 号)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際に現に 7(1)アに定める事業計画概要書を提出している者に係る 8(2)の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号(7(1)ア)

廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る事業計画概要書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 TEL _____

4 この要領は、平成 18 年 11 月 17 日から一部改正施行する。

付 則(平成 19 年告示第 1203 号)

この告示は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年告示第 396 号)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際に現に 7(1)アに定める事業計画概要書を提出している者に係る 8(2)の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号(7(1)ア)

廃棄物処理施設の設置(変更 _____)に係る事業計画概要書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 TEL _____

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

協議項目	
I 事業概要	1 事業計画
	2 資本金等 (1) 資本金() (2) 従業員数()
	3 計画地 市 町 大字 字 番 地 郡 村 (全地番) 計画地の敷地面積 ()m ²
	4 処理施設の種類及び規模 (1) (産業廃棄物・一般廃棄物)最終処分場 [安定・管理・遮断型] ア 埋立面積()m ² イ 埋立容積()m ³ (2) 産業廃棄物処理施設(法施設) [脱水・乾燥・焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (4) 指定処理施設 [施設] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (5) 特定小型焼却施設 ア 火床面積()m ² イ 焼却能力()kg/時間 (t(kg)/日) (6) 積替保管施設 [保管の有・無] ア 保管容量()m ³ (t) イ 保管場所の面積 ()m ²
	5 取扱品目 (1) 産業廃棄物 品目 ア 廃プラスチック類 イ がれき類 ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず エ ゴムくず オ 金属くず カ 汚泥 キ 鉍さい ク 燃え

協議項目	
I 事業概要	1 事業計画
	2 資本金等 (1) 資本金() (2) 従業員数()
	3 計画地 市 町 大字 字 番 地 郡 村 (全地番) 計画地の敷地面積 ()m ²
	4 処理施設の種類及び規模 (1) (産業廃棄物・一般廃棄物)最終処分場 [安定・管理・遮断型] ア 埋立面積()m ² イ 埋立容積()m ³ (2) 産業廃棄物処理施設(法施設) [脱水・乾燥・焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (4) 指定処理施設 [施設] ・ 処理能力()m ³ (t)/日(時間) (5) 特定小型焼却施設 ア 火床面積()m ² イ 焼却能力()kg/時間 (t(kg)/日) (6) 積替保管施設 [保管の有・無] ア 保管容量()m ³ (t) イ 保管場所の面積 ()m ²
	5 取扱品目 (1) 産業廃棄物 品目 ア 廃プラスチック類 イ がれき類 ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず エ ゴムくず オ 金属くず カ 汚泥 キ 鉍さい ク 燃え

殻 ケ ばいじん コ 紙くず サ 木くず シ 繊維
 くず ス 廃酸 セ 廃アルカリ ソ 廃油 タ 動植
 物性残さ チ 動物のふん尿 ツ 動物の死体 テ 動
 物系固形不要物 ト その他(政令第2条第13号)
 (2) 一般廃棄物(具体的に記入すること。)

6 特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の有無
 該当する場合は、上記品目の右側に特と記入するこ
 と。
 7 排出事業者等

	県内		県外		計	
	排出事業者数	比率%	排出事業者数	比率%	排出事業者数	100%
処分量又は収集運搬量(月)	m 3(t)		m 3(t)		m 3(t)	

排出事業者別廃棄物処分計画又は収集運搬計画は別
 表1又は別表2のとおり
 8 埋立予定期間()年間
 (最終処分場のみ)
 9 跡地利用(最終処分場のみ)

殻 ケ ばいじん コ 紙くず サ 木くず シ 繊維
 くず ス 廃酸 セ 廃アルカリ ソ 廃油 タ 動植
 物性残さ チ 動物のふん尿 ツ 動物の死体 テ 動
 物系固形不要物 ト その他(政令第2条第13号)
 (2) 一般廃棄物(具体的に記入すること。)

6 特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の有無
 該当する場合は、上記品目の右側に特と記入するこ
 と。
 7 排出事業者等

	県内		県外		計	
	排出事業者数	比率%	排出事業者数	比率%	排出事業者数	100%
処分量又は収集運搬量(月)	m 3(t)		m 3(t)		m 3(t)	

排出事業者別廃棄物処分計画又は収集運搬計画は別
 表1又は別表2のとおり
 8 埋立予定期間()年間
 (最終処分場のみ)
 9 跡地利用(最終処分場のみ)

10 計画地の権利

(1) 自社(己)所有地 面積()m²

(2) 借地

ア 借地面積()m²

イ 土地所有者の住所及び氏名

ウ 借地条件

エ 抵当権等の設定の有無(有・無)

10 計画地の権利

(1) 自社(己)所有地 面積()m²

(2) 借地

ア 借地面積()m²

イ 土地所有者の住所及び氏名

ウ 借地条件

エ 抵当権等の設定の有無(有・無)

II 立地条件	<p>1 周辺 300m以内に存する住居(事務所を含む。)の戸数等 (1) 300m以内に存する住居の戸数()戸 (2) 住居との至近距離()m</p> <p>2 地目(現況) (1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 雑種地 (5) 宅地 (6) その他()</p> <p>3 地形(重複して記入してよい。) (1) くぼ地(砂利等採取跡地, 自然くぼ地, その他) (2) 平坦地 (3) 傾斜地 (4) 山間地 (5) 台地 (6) 低湿地 (7) 谷間 (8) その他()</p> <p>4 地下水の利用状況(周辺 300m以内) (1) 地下水使用戸数()戸 (2) 井戸の深さ(~) m</p> <p>5 公共水域(周辺 300m以内及び放流水放流先) (1) 周辺 300m以内の公共水域の状況(()内に名称を記載すること。) ア 河川() イ 用排水路() ウ たため池() エ 湖沼()</p>
	<p>(2) 放流水放流先()</p> <p>6 道路の状況 (1) 周辺 500m以内の施設への通過道路 ア 国道() イ 県道()ウ 市町村道() エ 農道() オ 私道() * ア, イ, ウについては路線名を, エについては管理者名を, オについては所有者名を記入すること (2) 取付道路 ア 取付道路の新設(有・無)</p> <p style="text-align: right;">延長()m 幅員()m</p> <p>イ 取付先 [国道()・県道()・市町村道()・その他()]</p> <p>7 計画地の地域・地区等の指定状況 ア 都市計画区域 イ 市街化区域 ウ 市街化調整区域 エ 農用地区域 オ その他()</p>
III	

II 立地条件	<p>1 周辺 300m以内に存する住居(事務所を含む。)の戸数等 (1) 300m以内に存する住居の戸数()戸 (2) 住居との至近距離()m</p> <p>2 地目(現況) (1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 雑種地 (5) 宅地 (6) その他()</p> <p>3 地形(重複して記入してよい。) (1) くぼ地(砂利等採取跡地, 自然くぼ地, その他) (2) 平坦地 (3) 傾斜地 (4) 山間地 (5) 台地 (6) 低湿地 (7) 谷間 (8) その他()</p> <p>4 地下水の利用状況(周辺 300m以内) (1) 地下水使用戸数()戸 (2) 井戸の深さ(~) m</p> <p>5 公共水域(周辺 300m以内及び放流水放流先) (1) 周辺 300m以内の公共水域の状況(()内に名称を記載すること。) ア 河川() イ 用排水路() ウ たため池() エ 湖沼()</p>
	<p>(2) 放流水放流先()</p> <p>6 道路の状況 (1) 周辺 500m以内の施設への通過道路 ア 国道() イ 県道()ウ 市町村道() エ 農道() オ 私道() * ア, イ, ウについては路線名を, エについては管理者名を, オについては所有者名を記入すること (2) 取付道路 ア 取付道路の新設(有・無)</p> <p style="text-align: right;">延長()m 幅員()m</p> <p>イ 取付先 [国道()・県道()・市町村道()・その他()]</p> <p>7 計画地の地域・地区等の指定状況 ア 都市計画区域 イ 市街化区域 ウ 市街化調整区域 エ 農用地区域 オ その他()</p>
III	

計画策定に当たつての市町村長への説明経過等

*記載方法 ()又は [] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

別表 1 略

別表 2 略

添付書類

(1) 能力に関すること。

ア 事業計画者が法人の場合は、定款又は寄付行為、登記簿謄本、業務経歴書、役員の名簿、履歴書
イ 事業計画者が個人の場合は、住民票抄本、履歴書
ウ 資金計画書及び納税証明書(所得税若しくは個人事業税又は法人税若しくは法人事業税)
エ 事業計画者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面

計画策定に当たつての市町村長への説明経過等

*記載方法 ()又は [] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

別表 1 略

別表 2 略

添付書類

(1) 能力に関すること。

ア 事業計画者が法人の場合は、定款又は寄付行為、登記簿謄本、業務経歴書、役員の名簿、履歴書
イ 事業計画者が個人の場合は、住民票抄本、履歴書
ウ 資金計画書及び納税証明書(所得税若しくは個人事業税又は法人税若しくは法人事業税)
エ 事業計画者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約する書面

(2) 設
施に
関
する
こと。

	位置 関係	構造 関係
最終 処分 場	ア 位 置図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付 近の見 取図 ウ 処 場登 地簿 記本 公及 シエ エ 処 分場 地及 周現 況の 写真	処 分 場の 構造 を明 らかに する 平面 図(縮 尺 1/500 程度), 縦断 面図 (縮尺 V=1/10 0 H=1/50 0程度), 横断 面図 (縮尺 V=1/10 0 H=1/50 0程度), 構造 図及 設計 書
産業 廃物 処理 施設	ア 位 置図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付 近の見 取図	ア 処 理設 置の 配置 図(レイ アウト, 縮尺 1/500 程度) イ 処 理工 程
ごみ 処理 施設		
指定 処理 施設		

(2) 設
施に
関
する
こと。

	位置 関係	構造 関係
最終 処分 場	ア 位 置図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付 近の見 取図 ウ 処 場登 地簿 記本 公及 シエ エ 処 分場 地及 周現 況の 写真	処 分 場の 構造 を明 らかに する 平面 図(縮 尺 1/500 程度), 縦断 面図 (縮尺 V=1/10 0 H=1/50 0程度), 横断 面図 (縮尺 V=1/10 0 H=1/50 0程度), 構造 図及 設計 書
産業 廃物 処理 施設	ア 位 置図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付 近の見 取図	ア 処 理設 置の 配置 図(レイ アウト, 縮尺 1/500 程度) イ 処 理工 程
ごみ 処理 施設		
指定 処理 施設		

		小却 定焼 施設 特設	処用登簿び写 処用びの写 場の簿及図 場及辺況 ウ分地記本公しエ分地周現真	フ 処績表機をる 処設造らす (一) 施実績び性す類 施構明に 図ロウ理の成及能証書工理のをかる	
		積管施 保設	位置(縮 図) 1/25,00 ~ ア置尺 0 1/10,00 0)イ近取ウ替施地記本公しエ替施地周現	積管の配 積管のをかる 保設内図 保設造らす ア替施場置イ替施構明に図	

		小却 定焼 施設 特設	処用登簿び写 処用びの写 場の簿及図 場及辺況 ウ分地記本公しエ分地周現真	フ 処績表機をる 処設造らす (一) 施実績び性す類 施構明に 図ロウ理の成及能証書工理のをかる	
		積管施 保設	位置(縮 図) 1/25,00 ~ ア置尺 0 1/10,00 0)イ近取ウ替施地記本公しエ替施地周現	積管の配 積管のをかる 保設内図 保設造らす ア替施場置イ替施構明に図	

			真		

様式第 2 号(7(1)ア) 略

様式第 3 号(7(1)ア) 略

様式第 4 号(7(1)ウ)

意見書

事業計画者；

計画地；

1 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等について

--

(注) 記載すべき事項

- (1) 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等
- (2) 地元説明会を開催すべき地元住民等の範囲等
- (3) (1)及び(2)のとおり範囲を定めた理由

2 土地利用上の整合性について

--

			真		

様式第 2 号(7(1)ア) 略

様式第 3 号(7(1)ア) 略

様式第 4 号(7(1)ウ)

意見書

事業計画者；

計画地；

1 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等について

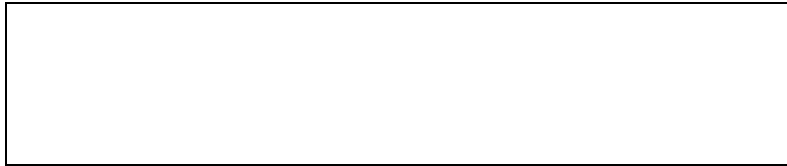
--

(注) 記載すべき事項

- (1) 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等
- (2) 地元説明会を開催すべき地元住民等の範囲等
- (3) (1)及び(2)のとおり範囲を定めた理由

2 土地利用上の整合性について

--



(注) 記載上の留意事項

(1) 地方自治法第 2 条第 4 項に基づく基本構想，国土利用計画法第 8 条に基づく市町村計画，都市計画法に基づく都市計画，農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づく農業振興地域整備計画，森林法第 5 条に基づく地域森林計画，その他法令に基づく土地利用に関する構想，計画との整合性

(2) 道路，公園，下水道，教育施設等の公共公益施設等の利用又は整備計画との整合性

(3) 農業土地基盤整備事業等の計画との整合性

(4) その他法令等に基づく土地利用規制との整合性

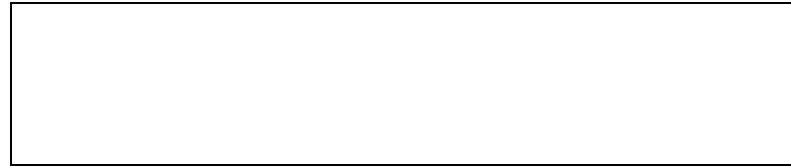
3 処理施設周辺の生活環境への配慮について



(注) 記載上の留意事項

(1) 通勤，通学などの交通事情への影響

(2) 適正な配慮がなされるべき施設の有無



(注) 記載上の留意事項

(1) 地方自治法第 2 条第 4 項に基づく基本構想，国土利用計画法第 8 条に基づく市町村計画，都市計画法に基づく都市計画，農業振興地域の整備に関する法律第 8 条に基づく農業振興地域整備計画，森林法第 5 条に基づく地域森林計画，その他法令に基づく土地利用に関する構想，計画との整合性

(2) 道路，公園，下水道，教育施設等の公共公益施設等の利用又は整備計画との整合性

(3) 農業土地基盤整備事業等の計画との整合性

(4) その他法令等に基づく土地利用規制との整合性

3 処理施設周辺の生活環境への配慮について



(注) 記載上の留意事項

(1) 通勤，通学などの交通事情への影響

(3) 公害の防止に関する協定の締結の必要性

様式第 5 号(7(4)ア)

廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 TEL _____

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

	調整状況
周辺住民と調整	1 同意取得の対象者数 ()戸 2 同意者数 ()戸 3 不同意者数 ()戸 <u>不同意の理由</u>
隣接する土地の所有者との	1 隣接する土地の所有者数

(2) 公害の防止に関する協定の締結の必要性

様式第 5 号(7(4)ア)

廃棄物処理施設の設置(変更 _____)に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 TEL _____

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

	調整状況
周辺住民と調整	1 同意取得の対象者数 ()戸 2 同意者数 ()戸 3 不同意者数 ()戸 <u>不同意の理由</u>
隣接する土地の所有者との	1 隣接する土地の所有者数

調整	()人 2 同意者数 ()人 3 不同意者数 ()人 <u>不同意の理由</u>
放流水路等管理者との調整	同意取得の有無(有・無) 水路等管理者の住所, 氏名 ()
地元説明会の開催状況	
その他の調整	1 地元代表者との調整 同意取得の有・無 地元代表者住所, 氏名 () 2 その他
※ 調整内容の確認	1 同意書本証との照合 適・ 否 2 同意書の内容 適・ 否 確認者 市町村長 印 3 同意の範囲 適・ 否 確認日 年 月 日

◎添付書類：周辺住民，隣接する土地所有者，水路等管理者，地

調整	()人 2 同意者数 ()人 3 不同意者数 ()人 <u>不同意の理由</u>
放流水路等管理者との調整	同意取得の有無(有・無) 水路等管理者の住所, 氏名 ()
地元説明会の開催状況	
その他の調整	1 地元代表者との調整 同意取得の有・無 地元代表者住所, 氏名 () 2 その他
※ 調整内容の確認	1 同意書本証との照合 適・ 否 2 同意書の内容 適・ 否 確認者 市町村長 印 3 同意の範囲 適・ 否 確認日 年 月 日

◎添付書類：周辺住民，隣接する土地所有者，水路等管理者，地

区代表者の同意書写し

(※印の欄は、事業計画者は記入しないこと。)

(注) 1 事業計画者は、地元代表者との調整を行った場合は、その状況等を「その他の調整」の欄に記載すること。

2 市町村長は、住民登録されている住民が所在不明で連絡が取れない場合等、周辺住民等の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」の3の同意の範囲の適に○を付けることができる。

様式第6号(7(5))

廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る事業計画書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 Tel _____

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

	協議項目
--	------

区代表者の同意書写し

(※印の欄は、事業計画者は記入しないこと。)

(注) 1 事業計画者は、地元代表者との調整を行った場合は、その状況等を「その他の調整」の欄に記載すること。

2 市町村長は、住民登録されている住民が所在不明で連絡が取れない場合等、周辺住民等の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」の3の同意の範囲の適に○を付けることができる。

様式第6号(7(5))

廃棄物処理施設の設置(変更_____)に係る事業計画書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名 _____ 印

連絡先 Tel _____

法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

	協議項目
--	------

	<p>1 事業計画</p> <p>2 資本金等 (1) 資本金() (2) 従業員数()</p> <p>3 計画地 市 町 大字 字 番地 郡 村 (全地 番)</p> <p>計画地の敷地面積 ()m²</p> <p>4 処理施設の種別及び規模</p> <p>(1) (産業廃棄物・一般廃棄物)最終処分場 [安定・管理・遮断型]</p> <p>ア 埋立面積()m² イ 埋立容積 ()m³</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設(法施設) [脱水・乾燥・焼却・破碎・その他()]</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他()]</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(4) 指定処理施設 []施設</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(5) 特定小型焼却施設</p> <p>ア 火床面積()m²</p> <p>イ 焼却能力()kg/時間 ()t(kg)/日</p> <p>(6) 積替保管施設 [保管の有・無]</p> <p>ア 保管容量()m³(t) イ 保管場所の面積 ()m²</p> <p>5 取扱品目</p> <p>(1) 産業廃棄物</p> <p>品目 ア 廃プラスチック類 イ がれき類 ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず エ ゴム くず オ 金属くず</p> <p>カ 汚泥 キ 鉱さい ク 燃え殻 ケ ば いじん</p> <p>コ 紙くず サ 木くず シ 繊維くず ス 廃酸</p>
I	セ 廃アルカリ ソ 廃油 タ 動植物性残

	<p>1 事業計画</p> <p>2 資本金等 (1) 資本金() (2) 従業員数()</p> <p>3 計画地 市 町 大字 字 番地 郡 村 (全地 番)</p> <p>計画地の敷地面積 ()m²</p> <p>4 処理施設の種別及び規模</p> <p>(1) (産業廃棄物・一般廃棄物)最終処分場 [安定・管理・遮断型]</p> <p>ア 埋立面積()m² イ 埋立容積 ()m³</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設(法施設) [脱水・乾燥・焼却・破碎・その他()]</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他()]</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(4) 指定処理施設 []施設</p> <p>・ 処理能力()m³(t)/日()時間</p> <p>(5) 特定小型焼却施設</p> <p>ア 火床面積()m²</p> <p>イ 焼却能力()kg/時間 ()t(kg)/日</p> <p>(6) 積替保管施設 [保管の有・無]</p> <p>ア 保管容量()m³(t) イ 保管場所の面積 ()m²</p> <p>5 取扱品目</p> <p>(1) 産業廃棄物</p> <p>品目 ア 廃プラスチック類 イ がれき類 ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず エ ゴム くず オ 金属くず</p> <p>カ 汚泥 キ 鉱さい ク 燃え殻 ケ ば いじん</p> <p>コ 紙くず サ 木くず シ 繊維くず ス 廃酸</p>
I	セ 廃アルカリ ソ 廃油 タ 動植物性残

事業概要

さ
チ 動物のふん尿 ツ 動物の死体 テ 動物系固形不要物
ト その他(政令第2条第13号)
(2) 一般廃棄物(具体的に記入すること。)
6 特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の有無
該当する場合は、上記品目の右側に特と記入すること。
7 排出事業者等

	県内		県外		計	
	排出事業者数	比率%	排出事業者数	比率%	排出事業者数	100%
処分量又は収集運搬量(月)	m3(t)		m3(t)		m3(t)	

排出事業者別廃棄物処分計画又は収集運搬計画は別表1又は別表2のとおり
8 埋立予定期間()年間
(最終処分場のみ)
9 跡地利用(最終処分場のみ)

事業概要

さ
チ 動物のふん尿 ツ 動物の死体 テ 動物系固形不要物
ト その他(政令第2条第13号)
(2) 一般廃棄物(具体的に記入すること。)
6 特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の有無
該当する場合は、上記品目の右側に特と記入すること。
7 排出事業者等

	県内		県外		計	
	排出事業者数	比率%	排出事業者数	比率%	排出事業者数	100%
処分量又は収集運搬量(月)	m3(t)		m3(t)		m3(t)	

排出事業者別廃棄物処分計画又は収集運搬計画は別表1又は別表2のとおり
8 埋立予定期間()年間
(最終処分場のみ)
9 跡地利用(最終処分場のみ)

	<p>10 計画地の権利</p> <p>(1) 自社(己)所有地 面積()m²</p> <p>(2) 借地</p> <p>ア 借地面積()m²</p> <p>イ 土地所有者の住所及び氏名</p> <p>ウ 借地条件</p> <p>エ 抵当権等の設定の有無(有. 無)</p>
II 立地 条件	<p>1 周辺 300m以内に存する住居(事業所を含む。)の戸数等</p> <p>(1) 300m以内に存する住居の戸数()戸</p> <p>(2) 住居との至近距離()m</p> <p>2 地目(現況)</p> <p>(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 雑種地 (5) 宅地</p> <p>(6) その他()</p> <p>3 地形(重複して記入してよい。)</p> <p>(1) くぼ地(砂利等採取跡地, 自然くぼ地, その他)</p> <p>(2) 平坦地 (3) 傾斜地 (4) 山間地 (5) 台地</p> <p>(6) 低湿地 (7) 谷間 (8) その他()</p> <p>4 地下水の利用状況(周辺 300m以内)</p> <p>(1) 地下水使用戸数()戸 (2) 井戸の深さ(~) m</p> <p>5 公共水域(周辺 300m以内及び放流水放流先)</p>

	<p>10 計画地の権利</p> <p>(1) 自社(己)所有地 面積()m²</p> <p>(2) 借地</p> <p>ア 借地面積()m²</p> <p>イ 土地所有者の住所及び氏名</p> <p>ウ 借地条件</p> <p>エ 抵当権等の設定の有無(有. 無)</p>
II 立地 条件	<p>1 周辺 300m以内に存する住居(事業所を含む。)の戸数等</p> <p>(1) 300m以内に存する住居の戸数()戸</p> <p>(2) 住居との至近距離()m</p> <p>2 地目(現況)</p> <p>(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 雑種地 (5) 宅地</p> <p>(6) その他()</p> <p>3 地形(重複して記入してよい。)</p> <p>(1) くぼ地(砂利等採取跡地, 自然くぼ地, その他)</p> <p>(2) 平坦地 (3) 傾斜地 (4) 山間地 (5) 台地</p> <p>(6) 低湿地 (7) 谷間 (8) その他()</p> <p>4 地下水の利用状況(周辺 300m以内)</p> <p>(1) 地下水使用戸数()戸 (2) 井戸の深さ(~) m</p> <p>5 公共水域(周辺 300m以内及び放流水放流先)</p>

	<p>(1) 周辺 300m以内の公共水域の状況(()内に名称を記載すること。) ア 河川() イ 用排水路() ウ ため池() エ 湖沼() (2) 放流水放流先() 6 道路の状況</p>
	<p>(1) 周辺 500m以内の施設への通過道路 ア 国道() イ 県道() ウ 市町村道() エ 農道() オ 私道() * ア, イ, ウについては路線名を, エについては管理者名を, オについては所有者名を記入すること。 (2) 取付道路 ア 取付道路の新設(有. 無) 延長()m 幅員()m イ 取付先 [国道()・県道()・市町村道()・その他()] 7 計画地の地域・地区等の指定状況 ア 都市計画区域 イ 市街化区域 ウ 市街化調整区域 エ 農用地区域 オ その他()</p>
III 他法令の 手続	<p>1 農地法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 2 農業振興地域の整備に関する法律 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 3 森林法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 4 建築基準法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 5 都市計画法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 6 道路法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 7 茨城県公共物管理条例 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 8 公害関係法令 法令名 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 9 その他 法令名() [要(完, 手続中, 未手続), 不要]</p>

	<p>(1) 周辺 300m以内の公共水域の状況(()内に名称を記載すること。) ア 河川() イ 用排水路() ウ ため池() エ 湖沼() (2) 放流水放流先() 6 道路の状況</p>
	<p>(1) 周辺 500m以内の施設への通過道路 ア 国道() イ 県道() ウ 市町村道() エ 農道() オ 私道() * ア, イ, ウについては路線名を, エについては管理者名を, オについては所有者名を記入すること。 (2) 取付道路 ア 取付道路の新設(有. 無) 延長()m 幅員()m イ 取付先 [国道()・県道()・市町村道()・その他()] 7 計画地の地域・地区等の指定状況 ア 都市計画区域 イ 市街化区域 ウ 市街化調整区域 エ 農用地区域 オ その他()</p>
III 他法令の 手続	<p>1 農地法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 2 農業振興地域の整備に関する法律 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 3 森林法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 4 建築基準法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 5 都市計画法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 6 道路法 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 7 茨城県公共物管理条例 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 8 公害関係法令 法令名 [要(完, 手続中, 未手続), 不要] 9 その他 法令名() [要(完, 手続中, 未手続), 不要]</p>

--	--

*記載方法 ()又は [] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

別表 1 略

別表 2 略

添付書類

(1)	ア 事業計画者が法人の場合は、定款又は寄付行為、登記簿謄本、業務経歴書、役員の名簿、履歴書 イ 事業計画者が個人の場合は、住民票抄本、履歴書 ウ 次に掲げる区分に従い、処理施設の技術上の管理にあたらせる者が資格を有することを証する書面又はその資格の取得予定を明らかにする書面					
	能力に関すること。	産業廃棄物、一般廃棄物最終処分場	産業廃棄物の最終処分場	安定型管理型	業の用に供する施設	技術管理者及び1

--	--

*記載方法 ()又は [] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

別表 1 略

別表 2 略

添付書類

(1)	ア 事業計画者が法人の場合は、定款又は寄付行為、登記簿謄本、業務経歴書、役員の名簿、履歴書 イ 事業計画者が個人の場合は、住民票抄本、履歴書 ウ 次に掲げる区分に従い、処理施設の技術上の管理にあたらせる者が資格を有することを証する書面又はその資格の取得予定を明らかにする書面					
	能力に関すること。	産業廃棄物、一般廃棄物最終処分場	産業廃棄物の最終処分場	安定型管理型	業の用に供する施設	技術管理者及び1

				級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士		
				自社処理施設		技術管理者
				一般廃物の最終処分場		技術管理者
				その他の施設 (積替保管施設を除く。)		技術管理者
エ 資金計画書						

				級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士		
				自社処理施設		技術管理者
				一般廃物の最終処分場		技術管理者
				その他の施設 (積替保管施設を除く。)		技術管理者
エ 資金計画書						

オ その他必要な書類
 (注) 添付書類の省略について
 (1) アの定款又は寄付行為、役員の名簿、履歴書は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には省略することができる。
 (2) イの住民票抄本、履歴書は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には省略することができる。

	位置関係	構造関係	その他
最終処分場	ア 位置図(縮尺 1/25,000 ~ 1/10,000) イ 付近の取図 ウ 処分場の登記簿及び公図 エ 処分場周辺の現況写真 オ 処分場周辺の	ア 処分場の構造を明らかにする平面図(縮尺 1/500程度)、縦断面図(縮尺 V=1/100 H=1/500程度)、横断面図(縮尺 V=1/100 H=1/500程度)、構造図及び設計計算書 イ 埋立地の実測求積図及び計算書 ウ その他必要な図書	ア 処理施設の維持管理計画書 イ 埋立処分計画書 ウ 災害防止計画書 エ 他法令関係の手続状況を示す書類 オ その他必要な図書

オ その他必要な書類
 (注) 添付書類の省略について
 (1) アの定款又は寄付行為、役員の名簿、履歴書は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には省略することができる。
 (2) イの住民票抄本、履歴書は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には省略することができる。

	位置関係	構造関係	その他
最終処分場	ア 位置図(縮尺 1/25,000 ~ 1/10,000) イ 付近の取図 ウ 処分場の登記簿及び公図 エ 処分場周辺の現況写真 オ 処分場周辺の	ア 処分場の構造を明らかにする平面図(縮尺 1/500程度)、縦断面図(縮尺 V=1/100 H=1/500程度)、横断面図(縮尺 V=1/100 H=1/500程度)、構造図及び設計計算書 イ 埋立地の実測求積図及び計算書 ウ その他必要な図書	ア 処理施設の維持管理計画書 イ 埋立処分計画書 ウ 災害防止計画書 エ 他法令関係の手続状況を示す書類 オ その他必要な図書

			の地質の地形、及び下水況をかる及面積図類図及び(縮1/500程度)			
(2) 施設に関する事			カ 処場の放等水排水を流の経路を示す図 イ 雨域及び計 ウ 雨量計 エ その他必要の図			

			の地質の地形、及び下水況をかる及面積図類図及び(縮1/500程度)			
(2) 施設に関する事			カ 処場の放等水排水を流の経路を示す図 イ 雨域及び計 ウ 雨量計 エ その他必要の図			

		算書 その他 の要図 書		
積替 保管 施設	ア 位置 図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付見 近の取 図 ウ 積替 保管用 施設の 登記簿 及び写 し エ 積替 保管用 びの写 真 オ 積替 保管用 びの周 辺の地 質及び 水況	ア 積替保管 施設の構造を 明らかにする 平面図, 立面 図, 縦断面図, 横断面図, 構 造図及び設計 計算書 イ 積替保管 施設の場内配 置図 ウ その他必 要な図書	ア 公害防止 組織図 イ 積替保管 施設の維持管 理計画書 ウ 他法令関 係の手続状況 を示す書類 エ その他必 要な図書	

		算書 その他 の要図 書		
積替 保管 施設	ア 位置 図(縮 尺 1/25,00 0 ~ 1/10,00 0) イ 付見 近の取 図 ウ 積替 保管用 施設の 登記簿 及び写 し エ 積替 保管用 びの写 真 オ 積替 保管用 びの周 辺の地 質及び 水況	ア 積替保管 施設の構造を 明らかにする 平面図, 立面 図, 縦断面図, 横断面図, 構 造図及び設計 計算書 イ 積替保管 施設の場内配 置図 ウ その他必 要な図書	ア 公害防止 組織図 イ 積替保管 施設の維持管 理計画書 ウ 他法令関 係の手続状況 を示す書類 エ その他必 要な図書	

			明らかる す及 書類 び図 (縮 1/500 程度)			
			積管か放等水 保設の水排水 施の流の経示 面キ水面雨量 水図び計算書 の他な必 要書			
<p>(注) 添付書類の省略について</p> <p>(1) 処分場用地等の登記簿謄本及び公図は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には、処分場用地等の土地明細表(所在地及び地番、現況地目及び登記簿地目、地積、土地使用の権利の種別、所有者の住所及び氏名、仮登記・抵当権等の有無を記載すること。)をもって替えることができる。</p> <p>(2) 位置関係及び構造関係に掲げる添付書類は、要領7(6)ア、イ又はウに該当する場合にあっては、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には、その旨の記載をもって替えることができる。</p>						
(3)	ア	生活環境影響調査計画書 (注) 記載事項				

			明らかる す及 書類 び図 (縮 1/500 程度)			
			積管か放等水 保設の水排水 施の流の経示 面キ水面雨量 水図び計算書 の他な必 要書			
<p>(注) 添付書類の省略について</p> <p>_____ 処分場用地等の登記簿謄本及び公図は、事業計画概要書に添付した書類の内容に変更がない場合には、処分場用地等の土地明細表(所在地及び地番、現況地目及び登記簿地目、地積、土地使用の権利の種別、所有者の住所及び氏名、仮登記・抵当権等の有無を記載すること。)をもって替えることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>						
(3)	ア	生活環境影響調査計画書 (注) 記載事項 (1) 生活環境影響調査項目の設定及び現況の把握方法				

生活環境影響調査の計画に関すること。政令第5条及び第7条に規定する施設に限る。

法
イ

- (1) 生活環境影響調査項目の設定及び現況の把握方法
- (2) 自然的・社会的条件の調査項目及び現況の把握方法
- (3) 生活環境に対する影響の予測方法

その他必要な書類

生活環境影響調査の計画に関すること。政令第5条及び第7条に規定する施設に限る。

法
イ

- (2) 自然的・社会的条件の調査項目及び現況の把握方法
- (3) 生活環境に対する影響の予測方法

その他必要な書類

。	
---	--

様式第 7 号(7(5)) 略

様式第 7 号(7(5)) 略